## 株主各位

東京都港区浜松町二丁目4番1号日本プロセス株式会社 代表取締役社長大部 仁

## 第42期定時株主総会招集ご通知

拝啓ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第42期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、 ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成21年8月24日(月曜日)営業時間終了の時(午後6時)までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- **1**. **日 時** 平成21年8月25日(火曜日)午前10時
- 2. 場 所 東京都港区浜松町二丁目4番1号世界貿易センタービルディング 3階Room B
- 3. 会議の目的事項
  - 報告事項 1. 第42期 (平成20年6月1日から平成21年5月31日まで) 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会 の連結計算書類監査結果報告の件
    - 2. 第42期 (平成20年6月1日から平成21年5月31日まで) 計算書類報告の件

#### 決議事項

第1号議案 定款の一部変更の件

第2号議案 取締役7名選任の件

第3号議案 監査役1名選任の件

第4号議案 補欠監査役2名選任の件

第5号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以上

- (注) 1. 本株主総会にご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよう、お願い申し上げます。
  - 2. 本招集ご通知の事業報告、計算書類、連結計算書類及び株主総会参考書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、書面による郵送または当社ホームページ(http://www.jpd.co.jp/)において、掲載することによりお知らせいたします。

### 添付書類

## 事 業 報 告

(平成20年6月1日から) 平成21年5月31日まで)

#### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、米国サブプライムローン問題に端を発した世界的な金融危機が実体経済に波及し、景気悪化が鮮明となり、輸出や生産が大幅に減少し、企業収益の悪化から設備投資も減少、雇用や所得環境が悪化し消費も冷え込んだ状況となり、現在も継続しております。また、ソフトウェア投資は企業が生産調整に追われIT投資を見直す余裕がなかったことなどにより統計的にはおおむね横ばいとなっておりますが、実際はIT投資の抑制姿勢が強まり、当期中より受注環境が急速に悪化しております。

こうした環境の中で当社グループは、長期的な取引関係による顧客との信頼関係に基づく安定した受注をベースとした基盤事業の緩やかな拡大と、継続的発展を牽引する成長分野へのバランスの取れた投資を両輪とする中期経営計画に基づいた戦略により、集中と選択を図ってまいりました。

コンシューマエレクトロニクスを中心とした組込系システム開発においては需要が減少したため、人材の最適配置や外注費削減などの原価低減を図ってまいりました。一方、主要業種が一斉に設備投資を抑制するなか、鉄道などインフラ関連では投資を継続する企業が多く、公共分野を中心とした制御系システム開発は堅調に推移しました。また、新たな成長分野と位置付けておりました検証サービスや構築サービスなどの情報サービス分野では、顧客の商品開発の見直しや機種の絞込みの影響により目標とした売上を達成することはできませんでした。

その結果、売上高は5,131百万円、営業利益は311百万円、経常利益は354 百万円、当期純利益は178百万円となり、前年実績を下回りました。

なお、保有しております株式の評価損を当期に特別損失として34百万円 計上しております。

当社グループはコーポレートガバナンスの基本方針に基づきCSR(企業の社会的責任)に積極的に取り組んでおり、社会貢献の一環として子どもの健全な育成を支援する2つの財団(財団法人SBI子ども希望財団、財団法人日本フォスター・プラン協会)に合計150万円の寄付をいたしました。今後も継続的に利益の一部を社会貢献に役立ててまいります。

当社グループでは、従来、事業セグメントを「システム開発」、「情報サービス」、「ソフトウェア販売」と区分しておりましたが、前期に米国サヴィオン社とのサヴィオン製品の販売に関する契約を終了しソフトウェア販売から撤退したことによりシステム開発の比重が高まったため、当期からシステム開発を細分化する事業セグメントに変更いたします。新しいセグメントは、「制御系システム開発」、「組込系システム開発」、「基盤系システム開発」、「業務系システム開発」、「情報サービス・その他」の5区分となります。

#### 部門別売上高の状況

(単位:百万円)

									平成21年5月期 (構成比)
制	御	系	シ	ス	テ	A	開	発	1, 915 (37. 3%)
組	込	系	シ	ス	テ	ム	開	発	1, 528 (29. 8%)
基	盤	系	シ	ス	テ	ム	開	発	406 (7. 9%)
業	務	系	シ	ス	テ	ム	開	発	767 (15. 0%)
情	報	サ	<b>-</b> □	ビラ	٠ .	そ	の	他	513 (10. 0%)
				計					5, 131

#### (参考) 旧事業セグメントによる前期比較は以下のとおりとなっております。

(単位:百万円)

								平成20年5月期 (構成比)	平成21年5月期 (構成比)	増減額 (増減率)
シ	ス		テ	ム	厚	閈	発	4, 956 (90. 1%)	4, 618 (90. 0%)	△338 (△6.8%)
情	報		サ	_	Ŀ	ali	ス	525 (9. 6%)	513 (10. 0%)	△12 (△2. 3%)
ソ	フ	٢	ウ	エ	ア	販	売	18 (0. 3%)	_ (-)	△18 (△100.0%)
			ŧ	+				5, 500	5, 131	△368

#### ② 設備投資の状況

当社グループの当連結会計年度の設備投資額は37百万円でありますが、その主なものは社内システム改善のためのソフトウェア22百万円であります。また、当連結会計年度において導入した基幹システム新機能追加等のため約30百万円を予定しております。

#### ③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況 特記すべき事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況 特記すべき事項はありません。
- ⑥ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況 特記すべき事項はありません。
- ⑦ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況 特記すべき事項はありません。

#### (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

	区分	ो	第 39 期 (平成18年5月期)	第 40 期 (平成19年5月期)	第 41 期 (平成20年5月期)	第 42 期 (当連結会計年度) (平成21年5月期)
売	上	高(千円)	6, 576, 481	5, 472, 715	5, 500, 161	5, 131, 494
経	常 利	益(千円)	409, 220	484, 211	504, 703	354, 141
当	期 純 利	益(千円)	198, 624	267, 242	253, 245	178, 694
1 杉	k当たり当期	純利益(円)	40. 90	55. 23	47. 29	31. 10
総	資	産(千円)	8, 250, 177	8, 529, 360	9, 073, 134	9, 152, 433
純	資	産(千円)	7, 259, 394	7, 331, 696	8, 231, 814	8, 249, 843
1 杉	朱当たり純資	産額(円)	1, 479. 92	1, 521. 58	1, 432. 82	1, 435. 96

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により算出しております。なお、期中 平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数を用いて算出しておりま す。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
	千円	%	
コンピュータシステムプランニング(株)	50,000	100.0	金融システムの開発
国際プロセス(株)	10,000	100.0	組込制御システムの開発
アイ・ピー・エス(株)	12,000	100.0	ソフトウェアの運用/ 保 守 サ ー ビ ス

- (注) 1. 当連結会計年度における子会社は、上記を含め4社であります。
  - 2. 子会社4社のうちアイ・エス・アイ(株)は、平成19年5月より休業いたしております。

#### (4) 対処すべき課題

情報サービス産業は需要拡大にあわせてこれまでの価格下落傾向には歯止めがかかっておりますが、コスト低減に対する要求は依然として強く、海外への直接発注など競争のグローバル化が進んでおります。また、ソフトウェアの規模は拡大を続けているのに反し、開発期間は短くなる傾向にあり、品質の低下が社会全体に与える影響も大きくなっております。

このような環境下においても、長期の取引関係による顧客との信頼関係と 技術的な優位性を活かし、顧客との関係強化を図り、基盤事業での安定した 成長と、今後の成長を牽引する新たな事業の育成を図ってまいります。

重点施策として以下の項目を実施してまいります。

- ①既存のお客様からの安定受注に加え、グループ各社の得意分野での受注拡 大に注力してまいります。
- ②事業の選択と集中により利益体質の強化と同時にリソースの再配置を実施 し、受注の拡大にあわせて人材の活用効率を高め、またグループ内での人 材流動化によりコスト効率のよい受注体制を構築してまいります。
- ③開発プロセスを標準化し、安定した品質と生産性の向上を図ります。
- ④当社グループの競争力の源泉である人材育成に関しては、これまで同様、 社外の人材育成の専門家の協力を得て、最優先事項として取り組んでまい ります。また、採用活動においても海外を含めた広い視野で実施し、優秀 な人材の確保に努めてまいります。
- ⑤業務プロセスの見直しやシステム化による管理部門の効率化により販売管 理費の削減に努めます。

#### (5) **主要な事業内容**(平成21年5月31日現在)

ſ	Į.	ļ.	業	種	類		事 業 内 容
	シ	ス	テ	Д	開系	£	制御系システム開発
I	情	報	サ	_	ビ フ	ζ	運用・保守サービス 構築サービス、検証サービス

#### (6) **主要な事業所等**(平成21年5月31日現在)

日	本	プ	ロセ	ス	(株)	
	本				社	東京都港区浜松町二丁目4番1号
	日	立	事	業	所	茨城県日立市大みか町一丁目5番17号
	立	Щ	事	業	所	東京都立川市曙町一丁目18番2号
	京	浜	事	業	所	神奈川県川崎市川崎区東田町8番地
	名	古	屋事	業	所	愛知県名古屋市中区栄一丁目22番16号
	Ξ	島	事	業	所	静岡県三島市芝本町一丁目1番地
コン	ピュー	- タシス	ステムプラ	ンニン	グ㈱	東京都港区芝大門二丁目12番10号

#### (7) **使用人の状況**(平成21年5月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使	用	人	数	(名)	前連結会計年度末比増減(名)
				525 (9)	+22 (△3)

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は( )内に年間の平均人員を外数で 記載しております。

#### ② 当社の使用人の状況

使用人数(名)	前事業年度末比増減(名)	平 均 年 齢	平均勤続年数
433 (7)	+4(△3)	33.8歳	9.4年

- (注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は() 内に年間の平均人員を外数で 記載しております。
  - (8) 主要な借入先の状況 (平成21年5月31日現在) 借入金はありません。
  - (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

その他企業集団の現況につきましては、特記すべき事項はありません。

### 2. 会社の状況

(1) **株式の状況**(平成21年5月31日現在)

① 発行可能株式総数

22,980,000株

② 発行済株式の総数

5,745,184株

③ 株主数

586名

④ 大株主 (上位10名)

Jul.		<i>h</i>	当社への	出資状況
株	土	名	持株数	持株比率
SBI 投資	ValueUp 事業有限	Fund 1 号 長責任組合	933千株	16. 25%
大	部	満 里 子	624千株	10.87%
大	部	仁	549千株	9. 57%
大	部	力	545千株	9. 49%
日本	プロセ	ス持株会	402千株	7.00%
吉	Ш	豁 彦	392千株	6.82%
小	泉	修	375千株	6. 54%
第一	生命保障	食相 互 会 社	223千株	3.88%
萩	野	正 彦	222千株	3.87%
白	Щ	一 幸	177千株	3. 08%

<sup>(</sup>注) 持株比率は自己株式(13株)を控除して計算しております。

## (2) 新株予約権等の状況 (平成21年5月31日現在)

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

発行法	央議日	平成17年8月26日
新株	予約権の数	3,240個 (新株予約権1個につき100株)
新株元種類	予約権の目的となる株式の と数	324,000株(普通株式)
新株	予約権の払込金額	1,213円
発行。	予約権の行使により株式を する場合の増加資本金及び 準備金	1株当たりの資本金 607円 1株当たりの資本準備金 606円
	予約権の行使に際して される財産の価額	1株当たり 607円
権利征	<b>丁使期間</b>	平成19年10月1日から平成22年9月30日まで
行使0	り条件	1) 新株予約権の行使には下記の制限を設ける。 ①平成19年10月1日から平成20年9月30日まで割当個数の20%、または10個のいずれか大きい数を上限とする。 ②平成20年10月1日から平成21年9月30日まい割当個数の60%、または10個のいずれか大きい割当個数の60%、または10個のいずれか大きい表する。 ③平成21年10月1日から平成22年9月30日まで割当個数から①、②で行使した個数を控除した個数を上限とする。 ③平成21年10月1日から平成22年9月30日まで割当個数から①、②で行使した個数を控除した個数を上限とする。 2) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。) は、権和行使時とおび、正当がの当当とで表表して、取締を上に、取締を担じている。 当社または当社の子とを要する。た業員の地位にあることを要する。 (以下「新株予約権者」というよりではない。 3) 新株予約権者が死亡した場合、相続は認めない。 4) その他の条件については、本株主総会決議及び新株予約権発行の取締で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。
役員	取締役 (社外取締役を除く)	・新株予約権の数200個・目的となる株式数20,000株・保有者数2名
の保有	社外取締役	・新株予約権の数       -         ・目的となる株式数       -         ・保有者数       -
·	監査役	・新株予約権の数 - ・目的となる株式数 - ・保有者数 -

#### (3) 会社役員の状況 (平成21年5月31日現在)

① 取締役及び監査役の状況

숲	会社における	5地位		氏	名	1	担当及び重要な兼職の状況
代	表取締後	殳 社 長	大	部		仁	コンピュータシステムブランニング株式会社代表取締役社長 株式会社日本システムアプリケーション代表取締役社長
代表	表 取 締 役	副社長	上	石	芳	昭	事業統括 国際プロセス株式会社代表取締役社長
取	締	役	奥	Щ	_	幸	管理統括(兼)技術統括
取	締	役	諸	星	信	也	広告システム研究所所長 東京コンサルティング株式会社顧問
取	締	役	本	橋	智	明	SBIキャピタル株式会社
常	勤監	査 役	白	Щ	_	幸	
監	查	役	Л	上		弘	株式会社弘和代表取締役
監	査	役	佐	藤	哲	朗	弁護士 (第一東京弁護士会) 財団法人国際 I T財団監事 東京青山・青木・狛法律事務所

- (注) 1. 平成20年8月26日開催の第41期定時株主総会終結の時をもって、取締役星徹氏、岡澤 実氏は、任期満了により退任いたしました。
  - 2. 取締役諸星信也氏、取締役本橋智明氏は、社外取締役であります。
  - 3. 監査役川上弘氏、監査役佐藤哲朗氏は、社外監査役であります。

#### ② 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区分	支 給 人 員	支 給 額
取締役	5名 (2名)	65百万円 (2百万円)
監査役	3名 (2名)	12百万円 (1百万円)
合計(うち社外役員)	8名 (4名)	77百万円 (3百万円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
  - 2. 取締役の報酬限度額は、平成2年8月30日開催の第23期定時株主総会において年額250 百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
  - 3. 監査役の報酬限度額は、平成2年8月30日開催の第23期定時株主総会において年額30 百万円以内と決議いただいております。
  - 4. 上記報酬等の額には、当事業年度における役員賞与引当金繰入額9百万円(取締役5 名9百万円)、役員退職慰労引当金繰入額7百万円(取締役5名6百万円、うち社外 取締役1名0.2百万円、監査役3名分1百万円、うち社外監査役2名0.1百万円)及び 平成20年8月26日開催の第41期定時株主総会の決議に基づき、同株主総会終結の時を もって任期満了により退任された社外取締役1名に対する役員退職慰労金0.2百万円が 含まれております。

### ③ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
  - ・取締役諸星信也氏は、広告システム研究所所長、東京コンサルティング株式会社顧問であります。当社との間には特別の関係はありません。
  - ・取締役本橋智明氏は、SBIキャピタル株式会社を兼務されております。 SBIキャピタル株式会社は、当社の議決権を16.25%保有する筆頭株 主でありますが、当社との間に取引関係はありません。
  - ・監査役川上弘氏は、株式会社弘和代表取締役であります。当社との 間には特別の関係はありません。
  - ・監査役佐藤哲朗氏は、弁護士(第一東京弁護士会)、財団法人国際 IT財団監事、東京青山・青木・狛法律事務所を兼務されております。 当社との間には特別の関係はありません。

#### ロ. 当事業年度における主な活動状況

	発 言 状 況
取締役 諸星信也	取締役就任後に開催された取締役会13回全てに出席しております。 同氏は、出席した取締役会において、情報システム関連技術者及び一流企業の上級管理者の経験に基づき、適宜説明を求めるとともに、提言を行いました。
取締役 本橋智明	取締役就任後に開催された取締役会13回全てに出席しております。 同氏は、出席した取締役会において、企業金融経験者の 見地で適宜説明を求めるとともに、提言を行いました。
監査役 川上 弘	当事業年度中に開催された監査役会5回全て、取締役会16回のうち5回出席しております。同氏は、出席した取締役会において、会社経営の豊富な経験に基づき、適宜説明を求めるとともに、助言を行いました。監査役会においては、内部監査等について適宜必要な発言を行いました。
監査役 佐藤哲朗	当事業年度中に開催された監査役会5回全て、取締役会16回のうち5回出席しております。同氏は、出席した取締役会において、弁護士としての豊富な知識に基づき、適宜説明を求めるとともに、助言を行いました。監査役会においては、内部監査等について適宜必要な発言を行いました。

#### ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役ならびに社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨定款で定めており、全ての社外取締役、社外監査役と当社との間で当該責任限定契約を締結しております。なお、当該契約の損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める責任最低限度額としております。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称

京橋監査法人

#### ② 報酬等の額

	支 払 額
・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	19,000千円
・当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	19,000千円

- (注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に 基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの 合計額を記載しております。
  - ③ 非監査業務の内容 該当はありません。
  - ④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適正に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会規則に則り、監査役会が会計監査人の解任または不再任に関する議題を株主総会に提案するよう取締役に請求し、取締役会はそれを審議します。

#### (5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「内部統制システムに関する基本方針」を定めており、その内容は以下のとおりであります。

- ① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する ための体制
  - イ. 当社は、法令、定款及び社会倫理の遵守が企業活動の前提となること を、行動規範/行動指針を通し取締役、監査役、使用人に周知徹底を行う。
  - ロ. 当社は、組織総合規程、職務分掌細則、決裁権限細則、稟議規程等を 制定し、職務の執行と範囲を明確に定める。
  - ハ. 取締役は、実効性のある内部統制システムの構築と法令遵守の体制確立に努める。
  - ニ. 監査役は当社グループ各社のコンプライアンス状況を監視し、取締役に対し改善を助言または勧告しなければならない。
  - ホ. 内部監査部門は、各部門の業務を監視し不正等を発見した場合、社長 に報告するとともに改善を勧告しなければならない。また、内部統制システムに関する独立的な評価を行い、社長に報告する。
  - へ. 内部統制管理責任者及び内部統制事務局を定め、内部統制システムの 構築・運用・改善を推進する。
  - ト. 取締役、使用人等は、コンプライアンスに違反する行為が行われている、あるいは行われるおそれがあることに気づいたときは、内部通報規程に基づき速やかに社内窓口または社外の顧問弁護士に対し、通知しなければならない。なお、通報内容は機密として守秘し、通報者に対して当社は不利益な取り扱いを行わない。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - イ. 文書管理規程及び文書管理規程別表に基づいて、取締役の職務執行に 係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存する。
  - ロ. 取締役及び監査役は、文書管理規程により常時これらの文書または電磁的媒体を閲覧できるものとする。
- ③ リスクの管理に関する規程その他の体制
  - イ. 内部統制管理責任者は、管理部及び関連部署と連携し、当社グループ 全体のリスクを総括的・網羅的に管理する。

- ロ. 取締役会は、内部統制管理責任者より重要なリスク情報について報告を受け、当該リスクへの対応やその他必要な施策を実施する。不測の事態が発生した場合は、社長を本部長とする『緊急対策本部』を設置し統括的な危機管理を行う。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - イ. 業務執行の管理・監督を行うため、定時取締役会を原則月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
  - ロ. 取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、常勤取締役連絡会を原則週1回開催し業務執行に関わる意見交換等を行うとともに、取締役・執行役員・監査役・その他検討事項に応じた責任者等が出席する経営会議を原則月2回開催することにより、業務執行に関する基本事項及び重要事項を多面的に検討し慎重な意思決定を行う。
  - ハ.業務の運営・執行については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画 及び各年度予算を立案し、全社的な目標の明確な設定、各部門への目標 付与を行い、各部門においてはその目標達成に向けた具体策を立案・実 行する。
- ⑤ 当社及びグループ会社の業務の適正を確保するための体制
  - イ. 取締役会は、グループ会社共通の企業理念・行動規範・行動指針を策 定し、グループ全体に周知徹底する。
  - ロ. グループ会社統括は、内部統制管理責任者と連携し、各グループ会社 の内部統制システムの構築・運用・改善を推進する。
  - ハ. 当社取締役、部門長、グループ会社社長は、各担当部門の業務執行及 び財務報告に係る適切性を確保する内部統制システムの確立と運用の権 限と責任を有する。
  - 二. 内部監査部門は、グループ各社の業務を監視し不正等を発見した場合、 社長に報告するとともに改善を勧告しなければならない。また、内部統 制システムに関する独立的な評価を行い、社長に報告する。
  - ホ. グループ各社の取締役、使用人等は、コンプライアンスに違反する行為が行われている、あるいは行われるおそれがあることに気づいたときは、内部通報規程に基づき速やかに社内窓口または社外の顧問弁護士に対し、通知しなければならない。なお、通報内容は機密として守秘し、通報者に対して当社は不利益な取り扱いを行わない。
  - へ. グループ会社の経営については、事業内容の定期的な報告と重要案件 について事前協議を行う。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における 当該使用人に関する事項

監査役が求めた場合、監査役の職務を補助のための使用人を配置し、 その人事については取締役と監査役が協議して決定する。

- ⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項 監査役は、内部監査部門の使用人に監査業務に必要な事項を命令する ことができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用 人はその命令に関し、取締役、内部監査部門長等の指揮命令を受けない ものとする。
- ⑧ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への 報告に関する体制
  - イ. 取締役および使用人は、当社の業務または業績に影響を与える重要な 事項および以下に定める事項について、監査役にその都度報告するもの とする。
    - (a) 内部統制システム構築に関する事項
    - (b) 当社の重要な会計方針、会計基準の変更に関する事項
    - (c) 重要な開示に関する事項
    - (d) 監査役から要求された会議議事録に関する事項
    - (e) その他コンプライアンス上重要な事項
  - ロ. 監査役は、社長、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催し、 取締役及び使用人にヒアリングを実施する機会を与えられている。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制イ.監査役は、職務遂行にあたり取締役会及び重要な会議の出席、稟議書等業務に関する重要な文書を閲覧することができる。
  - ロ. 代表取締役は、監査役と定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題、 当社を取り巻く重要なリスク、監査上の重要課題等について意見交換を 行う。
- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた体制

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対して は、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

- ① 財務報告の信頼性を確保するための体制
  - イ. 取締役会は、財務報告とその内部統制に関し、代表取締役社長を適切 に監理する。
  - ロ. 代表取締役社長は、本基本方針に基づき、財務報告とその内部統制システム構築を推進し、その整備・運用の評価を行う。

#### (6) 会社の支配に関する基本方針

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務 及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値 ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上してい くことを可能とする者であることが必要であると考えております。

当社株式に対する大規模な買付行為であっても、当社の企業価値・株主 共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありま せん。また、当社の支配権の移転を伴う買付提案又は買付行為の是非につ いての判断は、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるものである と考えております。

しかしながら、近時、新しい法制度、企業買収環境及び企業文化の変化等を背景として、対象会社の経営陣と十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、大規模な株式の買付行為を強行するといった動きが顕在化しつつあり、また、株式の大量取得行為の中には、(i)買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、(ii)株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、(iii)対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、(iv)対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社のビジネスは、株主の皆様を始め、顧客企業や従業員、地域社会など様々なステークホルダーの協業の上に成り立っており、これらのステークホルダーが安心して当社の事業に関わることができる安定的かつ健全な体制を構築し、社会から必要とされる高品質なサービスを提供していくことが、当社企業価値を高めていく上で不可欠な要件となっております。

そこで、当社の企業価値・株主共同の利益に資する買付提案が行われ、 その買付提案が実行された場合、当社がこれまで育成してまいりました当 社の特色である信頼性、公共性、中立性、経営の安定性、ブランド・イメ ージ等をはじめ、株主の皆様はもとより、顧客企業、取引先、地域社会、 従業員その他利害関係者の利益を含む当社の企業価値への影響、ひいては 株主共同の利益を毀損する可能性があるときは、当社は、このような不適 切な株式の大量取得行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を 支配する者として適当ではないと考え、当社の企業価値ひいては株主共同 利益を確保・向上させるため、当該者による大量取得行為に対して相当な措置を講じることを基本方針といたします。

② 当社の企業価値・株主共同の利益の向上及び基本方針の実現に資する取組み

当社は昭和42年の創業以来、「制御システム」の開発を中心に顧客と一体となってソフトウェア開発に従事しており、長年に渡って顧客との信頼関係を築いてまいりました。当社の企業理念「情報通信技術を駆使した新しい価値創造を通して顧客とともに社会に貢献する」の下、お客様の満足度向上のため、技術力の向上や納期の厳守に努めてまいりました。当社としても、従業員の育成には非常に力を入れており、昭和63年長野県富士見高原に研修所を開設し、技術や品質の向上を図ってまいりました。更に今日、日々進化していく情報技術のフィールドで、常に最先端のソリューションを提供できるよう、研修制度を再構築し、最新の技術の習得が可能な環境作りに努めております。

これらの結果、従業員一人一人の仕事に対する強い探究心を生み出すと ともに、当社独自の報酬制度(業務の貢献度を自分たちで評価する)等も 要因となって高いモチベーションを生み出すこととなり、独特の企業風土 が形成されております。

このように、顧客との信頼関係や会社と従業員の信頼関係、そして従業 員一人一人の高いモチベーションが、当社にとっての企業価値の源泉であ るといえます。

当社は、こうした当社の企業価値の源泉を踏まえて、多数の投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、中期経営計画の推進とコーポレート・ガバナンスの強化の両面から、当社の企業価値および株主共同の利益の向上に取り組んでおります。

しかし、このような当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の独自の経営を向上させる者が当社の財務及び事業の方針を決定する者とならなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大規模な買付提案及び買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大規模な買付提案及び買付行為を抑止するためには、当社株式に対する大規模な買付提案及び買付行為が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様に代替案を提

案すること、株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報及び時間を確保すること、並びに株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とする枠組みを確保するために、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)」(以下、「本プラン」といいます。)を平成20年3月7日開催の当社取締役会の決議をもって導入し、公表いたしました。その後平成21年8月26日開催の第41期定時株主総会おいて本プランの導入に関する議案が決議され、本プランの有効期間は、当該株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなっております。

#### イ. 本プラン概要

本プランにおいては、当社に対する買付提案又は買付行為の実行を検討している者より、事前に当社に対する買付に関する情報の提供を受け、当社取締役会が買付提案者と交渉並びに提案内容の検討を行う期間を確保し、当該買付提案又は買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益の最大化に資するものか否かの判定を行うこととしております。これに対し、買付提案者が事前の情報提供や予告なく当社株式に対する買付行為を開始するような場合や、買付提案又は買付行為の内容、態様及び手法に鑑み、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損すると認められるような場合には、当社としてはその毀損を防止するために対抗措置を発動できることとしております。なお、本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性及び合理性を担保するために、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される特別委員会を設置することといたします。

本プランにおいて、当社は、以下の手続によって買付提案者に対して 買付提案及び買付行為の概要及びその他の情報の提供を求めるものとし ます。

かかる情報の提供を受けた後、当社では、下記に定める特別委員会及び当社取締役会においてかかる情報を検討した上、当社取締役会としての意見を慎重に形成及び公表し、必要と認めれば、買付提案についての交渉や株主の皆様に対する代替案(当社取締役会が経営を継続することによって実現しうる当社の企業価値・株主共同の利益及びそのための具体的な方策のほか、当該買付行為に直接対抗するための当社取締役会その他の第三者を主体とした買付提案を含む)の提示も行うものとします。

かかる検討の結果、下記に定める対抗措置発動要件又は対抗措置不発 動要件を充足するか否かを特別委員会において判断し、特別委員会が当 社取締役会への勧告を行った上、当社取締役会は、当該勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動又は不発動を決定するものとします。

#### ロ. 本プランの内容

(a) 本プランの対象となる買付提案者

本プランは以下の(i)または(ii)に該当する当社株券等の買付提案、買付行為又はこれに類似する行為(但し、当社取締役会が承認したものを除きます。かかる行為を、以下「買付行為等」といいます。)がなされる場合を適用対象とします。買付行為等を行い、又は行おうとする買付提案者(以下「大量買付提案者」といいます。)は、予め本プランに定められる手続に従わなければならないものとします。

- (i)特定の株主グループが当社の株券等の保有者及び共同保有者である場合における、当該議決権割合が20%以上となる買付(当該特定の株主グループを、以下「特定大量保有者」といいます。)
- (ii)特定株主グループが当社の株券等の買付等を行う者及びその特別関係者である場合における、当該議決権割合が20%以上となる買付(当該特定の株主グループを、以下「特定大量買付者」といいます。)

#### (b) 必要情報提供手続

本プランの対象となる大量買付提案者には、買付行為等の実行に先立ち、当社取締役会宛に、大量買付提案者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、買付行為等の概要及び本プランで定められる手続を遵守する旨の誓約文言を記載した書面(以下「意向表明書」といいます。)を提出して頂きます。なお、書面はすべて日本語により作成して頂きます(以下において大量買付提案者が提出すべきとされている書面・情報についても同様とします。)。

当社取締役会は、特別委員会の助言及び勧告に基づいて、大量買付提案者からの提案内容が具体的にいかに当社の企業価値・株主共同の利益を向上させるかを明らかにするため、上記の意向表明書を受領した日から10営業日以内に、大量買付提案者の買付行為等の内容の検討に必要な情報(以下「本必要情報」といいます。)のリストを大量買付提案者に交付し、本必要情報の提供を求めます。なお、本必要情報に該当する代表的な項目は以下のとおりです。

- (i)大量買付提案者及びそのグループの詳細
- (ii)買付行為等の目的、方法及び内容
- (iii) 買付対価の種類及び金額並びに買付対価の算定根拠

- (iv)買付行為等に要する資金の調達状況及び当該資金の提供者の概要
- (v)大量買付提案者及びそのグループによる当社の株券等の取得および売却状況
- (vi) 買付行為等に際しての第三者との間における意思連絡の有無並びに意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
- (vii) 買付提案者が既に保有する又は将来取得する当社の株券等に関する貸借契約等の内容
- (viii) 大量買付等の後における当社及び当社グループの経営方針等
- (ix)純投資又は政策投資を買付行為等の目的とする場合には、買付 行為等の後の株券等の保有方針、議決権の行使方針等、並び長期 的な資本提携を目的とする政策投資として買付行為等を行なう場 合には、その必要性
- (x)重要提案行為等を行うまたは可能性がある場合、その目的、内容等
- (x i) 買付行為等の後、当社の株券等を更に取得する予定がある場合には、その理由及びその内容
- (x ii) 買付行為等の後、当社の株券等が上場廃止となる見込みがある場合には、その旨及び理由
- (xiii) 買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客、地域社会 その他の当社にかかる利害関係者に関する処遇・方針
- (x iv)大量買付提案者以外の当社の他の株主との間の利益相反を回 避するための具体的方策
- (x v)その他当社取締役会又は特別委員会が合理的に必要と判断する情報
- (c) 取締役会による買付内容の検討、買付者等との交渉、代替案の提示等 大量買付にかかる情報提供を受けた後、取締役会がこれらの評価、 検討、交渉、代替案立案のための期間を下記の通り設定します。
  - (i)対価を現金(円貨)のみとする公開買付による当社の全株式の 買付の場合には60日間
  - (ii)その他の方法による買付行為等の場合には、90日間
- (d)特別委員会による勧告

当社は本プランを適正に運用し、取締役会により恣意的な判断がな されることを防止するための機関として、特別委員会を設置します。 特別委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を担保する ため、当社の業務執行を行う当社経営陣から独立している社外監査役 及び社外取締役並びに社外の有識者(弁護士、公認会計士、経営経験 豊富な企業経営者、学識経験者等)を対象として選任します。

当社取締役会は、本必要情報並びに本必要情報の取締役会による評価及び分析結果を特別委員会に提供します。特別委員会は、取締役会の諮問に基づき、取締役会による評価、分析結果及び外部専門家の意見を参考にし、また、判断に必要と認める情報等を外部の第三者から自ら入手、検討して、大量買付提案者が提供する情報の十分性、対抗措置の発動の是非、その他当社取締役会が判断すべき事項のうち当社取締役会が特別委員会に諮問した事項及び特別委員会が当社取締役会に諮問すべきと考える事項等について勧告を行います。

特別委員会は、大量買付提案者が本プランに規定する手続を遵守しなかった場合、または大量買付提案者による大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益の著しく損なうものと認められる場合には、取締役会に対して対抗措置の発動勧告し、それ以外の場合には対抗措置の不発動を勧告します。

#### (e)取締役会の決議

当社取締役会は、特別委員会による勧告を最大限尊重の上、対抗措置発動に関する決議を行います。また、特別委員会から対抗措置の発動の是非について株主総会に諮るよう勧告された場合においては、当社取締役会は、具体的な対抗措置の内容を決定した上で、対抗措置の発動についての承認を株主総会に付議するものとします。株主意思確認総会が開催された場合、当社取締役会は、当該株主意思確認総会終結後速やかに対抗措置の発動または不発動を決議するものとします。なお、対抗措置としては、原則として、当社取締役会決議により、新株予約権の無償割当(会社法第277条)を行うこととします。

③ 上記②の取組みが上記①の基本方針に沿い当社の企業価値・株主共同の 利益の著しく損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的 とするものでないこと及びその理由

当社取締役会は、次の理由から上記②の取組みが上記①の基本方針に沿い当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものではなく、また、 当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

#### イ. 買収防衛策に関する指針及び適時開示規則との整合性

本プランは平成17年5月27日に経済産業省及び法務省から公表された「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則(i)企業価値・株主共同の利益の確保、(ii)事

前開示・株主意思の原則及び(iii)必要性・相当性の原則のすべてを充足しており、また同様に株式会社ジャスダック証券取引所の定める、上場有価証券の発行者による会社情報の適時開示等に関する規則第2条の2「尊重義務」を充足しております。

ロ. 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること 本プランは、上記、②に記載の通り当社株式に対する買付行為等が行 われた際に、当該買付行為等が不適切なものでないか否かを株主の皆様 が判断するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために 交渉を行うこと等を可能とすることで、企業価値ひいては株主共同の利

益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

### ハ. 株主意思を十分に尊重していること(サンセット条項)

当社は、上記のとおり平成20年3月7日開催の当社の取締役会において本プランの導入を決議いたしましたが、本プラン導入に関する株主の皆様のご意志を確認するため、平成20年8月26日開催の第41回定時株主総会において本プラン導入に関する議案を付議し、ご承認いただいております。

また、本プランの有効期限は、原則として平成23年に開催される当社 定時株主総会終結の時までとし、それ以降も当社株主総会において本プ ランの継続に関して皆様の意思を確認させて頂く予定ですので、株主の 皆様の意思を十分に尊重した買収防衛策であると考えます。なお、当社 は取締役の任期を1年としており、本プランの有効期間中の存続・廃止 につきましては、毎年の定時株主総会における取締役の選任議案に関す る議決権行使の状況を鑑みて、可能な限り株主の皆様の意思を反映させ ていく考えです。

### 二. 独立社外者である特別委員会の意見の重視

本プランにおいては、実際に当社に対して買付行為等がなされた場合には、特別委員会が、特別委員会規程に従い、当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否かなどの実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の決議を行うこととなります。また、当社取締役会は、特別委員会による勧告に従うことにより当社の企業価値・株主共同の利益が毀損されることが明らかである場合でない限りは、特別委員会の勧告又は株主総会における決定の内容と異なった決議をすることはできません。このように、特別委員会によって、

-23 -

当社内部の取締役の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の 概要については株主の皆様に情報開示をすることとされており、当社の 企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本プランの実際の運営が行わ れる仕組みが確保されています。

#### ホ. 客観的かつ合理的な要件の設定

本プランは、上記にて記載したとおり、特別委員会において合理的かつ詳細な客観的要件が充足されたと判断されない限りは発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

へ. 客観的な解除条件が付されていること (デッドハンド型買収防衛策ではないこと)

本プランは、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決定により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けた者が指名し、当社株主総会で選任された取締役からなる取締役会により本プランを廃止することができます。したがいまして、当社といたしましては、本プランはいわゆるデッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)、スローハンド・ピルといった、経営陣によるプランの廃止を不能又は困難とする性格をもつライツプランとは全く性質が異なるものと考えます。

#### ト. 第三者専門家の意見の取得

本プランにおいては、大量買付提案者が出現すると、特別委員会は、 当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公 認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助 言を受けることとされています。これにより、特別委員会による判断の 公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

### (7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要政策として位置付けております。その方法といたしまして、

- ①継続的な成長により株主価値を最大化すること
- ②安定的な配当を継続すること

を実施しております。

成長の源泉として利益を確保すると同時に配当性向50%以上を目標とした安定配当を実施してまいります。

上記の方針に基づき、当期末の配当は15円とすることを平成21年6月18日開催の取締役会で決議いたしました。すでにお支払いしている中間配当15円とあわせ、当期の年間配当金は30円となります。

また、内部留保については、経営基盤の拡大のためのM&A、新規事業、研究開発、人材への戦略的な投資に有効活用し、業績の向上を目指してまいります。

なお、当社は、「取締役会の決議により、会社法第459条第1項各号の法令が定めるところにより、剰余金の配当等を行うことができる。」旨定款に定めております。

なお、剰余金の配当としての期末配当は毎年5月31日、中間配当は毎年11月30日を基準日としております。

# 連結貸借対照表

(平成21年5月31日現在)

資 産 (	D 部	負 債 0	D 部
科目	金額	科目	金 額
流動資産	7, 910, 269	流動負債	867, 527
現金及び預金	5, 671, 573	買 掛 金	42, 245
受取手形及び売掛金	1, 481, 828	未払法人税等	55, 519
有 価 証 券	399, 978	賞 与 引 当 金	274, 628
仕 掛 品	167, 180	役員賞与引当金	14, 938
	·	受注損失引当金	900
操延税金資産	156, 734	瑕疵補修引当金	6, 372
そ の 他	33, 705	そ の 他	472, 925
貸倒引当金	△730	固定負債	35, 062
固定資産	1, 242, 164	役員退職慰労引当金	35, 062
有形固定資産	276, 930	負 債 合 計	902, 590
建物及び構築物	137, 826	純 資 産	の部
工具、器具及び備品	42, 144	株主資本	8, 249, 125
土 地	96, 958	資 本 金	1, 487, 409
無形固定資産	122, 202	資 本 剰 余 金	2, 325, 847
		利益剰余金	4, 435, 878
投資その他の資産	843, 030	自 己 株 式	△9
投資有価証券	567, 777	評価・換算差額等	717
繰 延 税 金 資 産	121	その他有価証券評価差額金	717
そ の 他	275, 131	純 資 産 合 計	8, 249, 843
資 産 合 計	9, 152, 433	負債純資産合計	9, 152, 433

## 連結損益計算書

(平成20年6月1日から) 平成21年5月31日まで)

	科		目		金	
売		上		高		5, 131, 494
売	上	,	原	価		4, 009, 980
売	上	総	利	益		1, 121, 514
販 売	費及	₩ - ;	般 管 理	費		809, 944
営	業		利	益		311, 569
営	業	外	収	益		
受	取		利	息	34, 453	
保	険	解	約	益	6, 033	
保	険	配	当	金	177	
雑		収		入	6, 499	47, 163
営	業	外	費	用		
寄		付		金	1,500	
障	害 者	雇用	納付	金	2, 600	
雑		損		失	491	4, 591
経	常		利	益		354, 141
特	別	;	利	益		
投	資 有 亻	価 証 券	养 売 却	益	7, 616	7, 616
特	別		損	失		
固	定資	産	除却	損	1,071	
投	資 有 亻	価 証 差	学 評 価	損	34, 417	
投	資 有 亻	価 証 差	养 売 却	損	2, 165	37, 653
税金	等 調 磛	整 前 当	期純利	益		324, 103
法 人	税、住	民 税 及	び事業	税		129, 898
法	人 税	等	調整	額		15, 510
当	期	純	利	益		178, 694

## 連結株主資本等変動計算書

(平成20年6月1日から) 平成21年5月31日まで)

																		(1121 - 114)
		_							株		主		資		4	Z		
					資	本	金	資	本 剰	余 金	利益	乗	余 金	自	己	株	式	株主資本合計
前	期	末	残	高		1, 487	, 409		2, 3	25, 847		4, 42	29, 538				△9	8, 242, 786
当	期	変	動	額														
剰	余	金 0	配	当								△17	2, 355					△172, 355
当	期	純	利	益								17	8, 694					178, 694
株当	主資期変	本以外 動額	の項目 (純額	目の頁)														
当	期変	動	額合	計			_			_			6, 339				_	6, 339
当	期	末	残	高		1, 487	, 409		2, 3	25, 847		4, 43	35, 878				∆9	8, 249, 125

					評	価	•	换	算	差	名	<b>9</b>	筝	純	資	産	合	計
					その	その他有価証券評価差額金					È	,, ,		,				
前	期	末	残	高						7	\10	, 97	2				8, 23	1,814
当	期	変	動	額														
剰	余	金(	の配	当													△17	2, 355
当	期	純	利	益													17	8, 694
株当	主資 期 変	本以外 動 額	トの項目 (純額	目の()							11	, 68	9				1	1, 689
当 其	期 変	動	額合	計							11	, 68	9				1	8, 029
当	期	末	残	高								71	7				8, 24	9, 843

#### 注記事項

- 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項
  - (1) 連結の範囲に関する事項
    - ① 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数

4 社 主要な連結子会社の名称 コンピュータシステムプランニング㈱

アイ・ピー・エス㈱

② 非連結子会社の数及び主要な非連結子会社の名称

非連結子会社の数 1 社

主要な非連結子会社の名称 大連艾普迪科技有限公司

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり総資産、売上高、当期 純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に 重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社(大連艾普迪科技有限公司)及び関連会社(ソフ トウエア・テクニクス(㈱、(㈱日本システムアプリケーション)は、当期純損益(持分に見 合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結 計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用 節囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、アイ・ピー・エス㈱の決算日は3月31日であり、連結決算日との差 は2ヶ月であるため、当該連結子会社の決算日現在の計算書類を基礎として連結を行って おります。但し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を 行っております。

- (4) 会計処理基準に関する事項
  - ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
    - イ. 有価証券

満期保有目的の債券………償却原価法(定額法)

その他有価証券

・時価のあるもの………決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原

価は移動平均法により算定しております。)

・時価のないもの……移動平均法による原価法

なお、取得原価と債券金額との差額の性格が、金利の 調整と認められるものについては、償却原価法を採用

しております。

ロ. たな卸資産

仕掛品……… ……個別法による原価法(貸借対照表価額については収益

性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(会計方針の変更)

当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基 準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分)

を適用しております。

なお、これによる影響額はありません。

- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
  - イ. 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備を除く)については、 定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物

10年~50年

工具、器具及び備品 4年~20年

ロ. 無形固定資産(リース資産を除く)

自社利用目的のソフトウェア

・社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法

その他

・定額法

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金…………売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債

権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定 の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不

能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金………連結計算書類作成会社及び連結子会社は従業員の賞与

支給に充てるため、将来支給見込額に基づく当連結会

計年度負担額を計上しております。

ハ. 役員賞与引当金·····連結計算書類作成会社及び一部の連結子会社は役員に 対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額

に基づく当連結会計年度負担額を計上しております。

ニ. 受注損失引当金………受注案件の損失に備えるため、受注済案件のうち当連 結会計年度末において損失が確実視され、かつ、その

金額を合理的に見積ることができるものについては、 将来発生が見込まれる損失を引当計上しております。

ホ. 瑕疵補修引当金……ソフトウェアの開発契約において保証期間中の瑕疵担

保費用等の支出に備えるため、過去の実績に基づく将 来発生見込額を計上しております。また、当連結会計 年度において瑕疵補修案件が発生しましたので 、個別

に瑕疵補修見込額を計上しております。

へ. 役員退職慰労引当金………連結計算書類作成会社及び連結子会社1社の役員の退

職慰労金支給に備えるため、内規による連結会計年度

末要支給額を計上しております。

④ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(5) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(6) 連結貸借対照表の表示方法の変更

前連結会計年度における「たな卸資産」及び「器具備品」は金融商品取引法に基づく 連結財務諸表と表示を合わせるため、当連結会計年度より「仕掛品」及び「工具、器具 及び備品」として表示しております。 2. 連結貸借対照表等に関する注記

(1) 担保に供している資産 土地 27,588千円 なお、当連結会計年度末には担保に係る債務はありません。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

538, 127千円

- 3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記
- (1) 発行済株式の総数に関する事項

株	: 式	の種	類	当連結会計年度末の株式数 (千株)
普	通	株	式	5, 745

- (2) 剰余金の配当に関する事項
  - ① 配当金支払額等

イ. 平成20年7月11日開催取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額86,177千円・1株当たり配当金額15円00銭

・基準日 平成20年5月31日・効力発生日 平成20年8月6日

ロ. 平成21年1月8日開催取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額 86,177千円

・1株当たり配当金額 15円00銭

・基準日 平成20年11月30日・効力発生日 平成21年2月6日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

平成21年6月18日開催取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額・1株当たり配当金額86,177千円15円00銭

・基準日 平成21年5月31日・効力発生日 平成21年8月11日

#### (3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	平成17年8月26日 定時株主総会決議分
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	324,000株
新 株 予 約 権 の 残 高	3, 240個

4. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

1,435円96銭 31円10銭

(2) 1株当たり当期純利益金額

5. 重要な後発事象に関する注記 記載事項はありません。

6. その他の注記

記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(平成21年5月31日現在)

資 産 (	D 部	負 債 0	) 部
科目	金額	科目	金額
流動資産	7, 234, 818	流動負債	752, 749
現金及び預金	5, 116, 371	買 掛 金	38, 498
受 取 手 形	16, 607	未 払 金	222, 090
売 掛 金	1, 363, 916	未払法人税等	30, 686
有 価 証 券	399, 978	未 払 消 費 税 等	20, 496
仕 掛 品	167, 625	未 払 費 用	60, 686
前払費用	25, 115	前 受 金	19, 515
操延税金資産	131, 224	預り 金	70, 327
未 収 金	9, 320	賞 与 引 当 金	265, 128
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	4, 780	役員賞与引当金	9, 058
貸倒引当金	∆122	受注損失引当金	900
	1, 346, 830	瑕疵補修引当金	6, 372
	274, 994	その他	8, 988
有 形 固 定 資 産 		固定負債	32, 571
建物	124, 722	役員退職慰労引当金	32, 571
構 築 物	11, 232	負債合計	785, 321
工具、器具及び備品	42, 080	純 資 産	の 部
土地	96, 958	株主資本	7, 795, 527
無形固定資産	121, 738	資本金資本剰余金	1, 487, 409 2, 325, 847
ソフトウェア	114, 835	資本準備金	2, 323, 647 2, 174, 175
ソフトウェア仮勘定	3, 478	その他資本剰余金	2, 174, 175 151, 672
そ の 他	3, 425	利益剰余金	3, 982, 279
投資その他の資産	950, 097	利益準備金	65, 370
投 資 有 価 証 券	559, 051	その他利益剰余金	3, 916, 908
関係会社株式	145, 018	別途積立金	3, 300, 150
敷金及び保証金	140, 623	繰越利益剰余金	616, 758
長期前払費用	491	自己株式	∆9
繰 延 税 金 資 産	39	評価・換算差額等	800
保険積立金	90, 106	その他有価証券評価差額金	800
会 員 権	14, 766	純 資 産 合 計	7, 796, 327
資 産 合 計	8, 581, 649	負債純資産合計	8, 581, 649

# 損益計算書

(平成20年6月1日から) 平成21年5月31日まで)

							(単位:下円)
	科			目		金	額
売		上			高		4, 283, 477
売	上		原		価		3, 348, 447
売	上	総	利		益		935, 030
販売	費及	0% 一	般管	理	費		719, 546
営	業	¥	利		益		215, 484
営	業	外	収		益		
受	取 利	息 •	配	当	金	50, 597	
受	取	手	数		料	32, 477	
雑		収			入	10, 670	93, 744
営	業	外	費		用		
寄		付			金	1,500	
障	害 者	雇用	納	付	金	2,600	
雑		損			失	491	4, 591
経	常	ŕ	利		益		304, 637
特	別		利		益		
貸	倒 引	当 金	戻	入	額	38	
投	資 有	価 証	券 売	却	益	7, 616	7, 654
特	別		損		失		
固	定	産	除	却	損	885	
投	資 有	価 証	券 売	却	損	2, 165	
投	資 有	価 証	券 評	価	損	34, 417	37, 467
税引	川前	当 期	純	利	益		274, 823
法人	税、住	三民 税 刀	及び	事 業	税		97, 000
法	人 税	等	調	整	額		20, 370
当	期	純	利		益		157, 453

## 株主資本等変動計算書

(平成20年6月1日から) 平成21年5月31日まで)

		•	株	•	主	資	•	本		·
	資本剰余金				禾	」 益 乗	自 余 :	金		
	資本金		その研究本	咨 太 利 今 今		その他利	益剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 計
		資本準備金	剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	別途積立金	繰越利益 剰 余 金	合計		
前期末残高	1, 487, 409	2, 174, 175	151, 672	2, 325, 847	65, 370	3, 300, 150	631, 660	3, 997, 181	△9	7, 810, 429
当期変動額										
剰余金の配当							△172, 355	△172, 355		△172, 355
当期純利益							157, 453	157, 453		157, 453
株主資本以外の 項 目 の 当 期 変動額 (純額)										
当期変動額合計	-	_	-	-	-	_	△14, 902	△14, 902	-	△14, 902
当期末残高	1, 487, 409	2, 174, 175	151, 672	2, 325, 847	65, 370	3, 300, 150	616, 758	3, 982, 279	△9	7, 795, 527

	評価・換算差額等	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	
前 期 末 残 高	△11, 423	7, 799, 006
当 期 変 動 額		
剰余金の配当		△172, 355
当 期 純 利 益		157, 453
株 主 資 本 以 外 の 項目の当期変動額(純額)	12, 223	12, 223
当期変動額合計	12, 223	△2, 678
当 期 末 残 高	800	7, 796, 327

#### 注記事項

- 1. 重要な会計方針に係る事項
  - (1) 資産の評価基準及び評価方法
    - 有価証券
      - イ. 子会社及び関連会社株式……移動平均法による原価法
      - ロ. 満期保有目的の債券………償却原価法(定額法)
      - ハ. その他有価証券
        - ・時価のあるもの………決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

・時価のないもの……移動平均法による原価法

なお、取得原価と債券金額との差額の性格が、金利の 調整と認められるものについては、償却原価法を採用 しております。

② たな知資産

仕掛品・・・・・・・・・・・個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(会計方針の変更)

当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」 (企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分)を 適用しております。

なお、これによる影響額はありません。

- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
  - ① 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法

但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額 法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 10年~50年

工具、器具及び備品 4年~20年

② 無形固定資産 (リース資産を除く)

自社利用目的のソフトウェア…社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法 その他…………定額法

- (3) 重要な引当金の計上基準
  - ① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、 貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を 計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、将来支給見込額に基づく当事業年度負担額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づく当事業年度負担 額を計上しております。

#### ④ 受注損失引当金

受注案件の損失に備えるため、受注済案件のうち当事業年度末において損失が確実視され、かつ、その金額を合理的に見積ることができるものについては、将来発生が見込まれる損失を引当計上しております。

⑤ 瑕疵補修引当金

ソフトウェアの開発契約において保証期間中の瑕疵担保費用等の支出に備えるため、 過去の実績に基づく将来発生見込額を計上しております。また、当事業年度において 瑕疵補修案件が発生しましたので、個別に瑕疵補修見込額を計上しております。

⑥ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金支給に備えるため、内規による期末要支給額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(5) 貸借対照表の表示方法の変更

前事業年度における「器具備品」は金融商品取引法に基づく個別財務諸表と表示を合わせるため、当事業年度より「工具、器具及び備品」として表示しております。

#### 2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

土地 27,588千円

なお、当事業年度末には担保に係る債務はありません。

(2) 当座借越契約

 当座借越限度額
 100,000千円

 借入実行残高
 —千円

 差引額
 100,000千円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額

536,348千円

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権 8,891千円

② 短期金銭債務 11.620千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業取引 171,075千円

② 営業取引以外の取引 50,359千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 対	じの種	類	当	事	業	年	度	末	の	株	式	数
普 ji	<b>善株</b>	式									13杉	<b>*</b>

#### 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は次のとおりであります。

繰延税金資産	(千円)
賞与引当金損金算入限度超過額等	112, 584
役員退職慰労引当金損金算入限度超過額	13, 253
未払事業税・未払事業所税否認額	6,715
一括償却資産損金算入限度超過額	2, 424
その他	10,089
繰延税金資産小計	145, 067
評価性引当額	$\triangle 13, 253$
繰延税金資産合計	131, 813
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	549
繰延税金資産の純額	131, 264

6. 関連当事者に関する注記 記載事項はありません。

7. 1株当たり情報に関する注記

① 1株当たり純資産額

1,357円02銭 27円41銭

② 1株当たり当期純利益金額

算定上の基礎

純資産額

当期純利益金額期中平均株式数

7,796,327千円 157,453千円 5,745,171株

希薄化を有する潜在株式は存在しません。

- 8. 重要な後発事象に関する注記 記載事項はありません。
- 9. その他の注記

記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

# 独立監査人の監査報告書

平成21年7月14日

日本プロセス株式会社

取締役会 御中

京橋監査法人

代表社員 公認会計士 渡 辺 彰 卿

代表社員 業務執行社員 公認会計士 小宮山 司 ⑩

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本プロセス株式会社の平成20年6月1日から平成21年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本プロセス株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により 記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成21年7月14日

日本プロセス株式会社

取締役会 御中

京橋監査法人

代表社員 業務執行計員 公認会計士 渡 辺 彰 卿

代表社員 業務執行社員 公認会計士 小宮山 司 甸

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本プロセス株式会社の平成20年6月1日から平成21年5月31日までの第42期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により 記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査報告書

当監査役会は、平成20年6月1日から平成21年5月31日までの第42期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に進拠し、監査の方針、職 務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、 情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会 議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、 必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所 において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行 が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の 適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第 3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整 備されている体制(内部統制システム)の状況を監視及び検証いたしました。 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同 号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、 その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び 監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報 告を受けました。以上の方法に基づき、当事業年度に係る事業報告及びその附 属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記事項)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記事項)について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。 また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、 指摘すべき事項は認められません。
  - ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人京橋監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人京橋監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年7月16日

日本プロセス株式会社 監査役会 常勤監査役 白 川 幸 (印) 監 杳 役 Ш F. 弘 (EII) 査 役 佐 哲 朗 (印) 監 藤

(注) 監査役川上 弘及び監査役佐藤哲朗は、社外監査役であります。

以上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 定款の一部変更の件

### 1. 提案の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」という。)の施行に伴い、定款に以下のとおり変更を行うものであります。

- (1) 決済合理化法附則第6条の定めにより、当社は株券電子化の施行日(平成21年1月5日)において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、当社定款第7条(株券の発行)を削除し、併せて株券に関する文言の削除及び修正を行うものであります。
- (2)「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、当社定 款第10条、第11条の「実質株主」及び「実質株主名簿」の文言の削除及 び修正を行うものであります。
- (3) その他、必要な規定及び文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

現 行 定 款	変 更 案
第7条(株券の発行)	(削 除)
当会社は、その株式に係る株券を発行する。	
第8条(単元株式数及び単元未満株券の不発	第 <u>7</u> 条(単元株式数)
<u>行</u> )	
当会社の単元株式数は、100株とする。	当会社の単元株式数は、100株とする。
2. 当会社は、単元未満株式に係る株券を	(削 除)
<u>発行しないことができる。</u>	
第 <u>9</u> 条(条文省略)	第 <u>8</u> 条(現行どおり)
第10条(株式取扱規程)	第 <u>9</u> 条(株式取扱規程)
当会社の <u>株券の種類、株主(実質株主名簿</u>	当会社の株式に関する取り扱いは、取締役
に記載又は記録された実質株主を含む。以	会の定める「株式取扱規程」による。
下同じ。) の氏名等株主名簿記載事項の変	
更、単元未満株式の買取りその他株式に関	
<u>する手続並びに手数料については、本定款</u>	
<u>のほか、</u> 取締役会の定める「株式取扱規程」	
による。	

現行定款	変 更 案
第 <u>11</u> 条(基準日)	第 <u>10</u> 条(基準日)
当会社は、毎年5月31日の株主名簿 <u>(実質</u>	当会社は、毎年5月31日の株主名簿に記録
株主名簿を含む。以下同じ。)に記載又は	された株主をもって、定時株主総会におい
記録された株主をもって、定時株主総会に	て権利を行使することができる株主とする。
おいて権利を行使することができる株主と	
する。	
第 <u>12</u> 条~第 <u>31</u> 条(条文省略)	第 <u>11</u> 条~第 <u>30</u> 条(現行どおり)
第32条 (剰余金の配当の基準日)	第31条 (剰余金の配当の基準日)
剰余金の配当としての期末配当は毎年5月	剰余金の配当としての期末配当は毎年5月
31日、中間配当は毎年11月30日の株主名簿	31日、中間配当は毎年11月30日の株主名簿
に <u>記載又は</u> 記録された株主 <u>若しくは</u> 登録株	に記録された株主 <u>または</u> 登録株式質権者に
式質権者に対しこれを行うことができる。	対しこれを行うことができる。
第 <u>33</u> 条(条文省略)	第 <u>32</u> 条(現行どおり)

## 第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員(5名)は本総会終結の時をもって任期満了となります。経営体制強化のため2名増員を含め、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)		当社における地位、担当 重要な兼職の状況)	所有する当社の 株 式 の 数
1	大 部 仁 (昭和43年6月16日生)	平成4年4月 平成8年1月 平成11年5月 平成12年1月 平成12年8月 平成15年7月 平成17年7月	郵政省退官 イリノイ大学法科大学院修士 課程修了 米国ニューヨーク州弁護士登録 当社取締役 当社代表取締役社長(現任) コンピュータシステムプラン ニング株式会社代表取締役社 長(現任)	549, 823株
2	上 石 芳 昭 (昭和30年3月14日生)	昭和53年4月 平成13年8月 平成15年8月 平成16年3月 平成16年8月 平成18年6月 平成18年7月	当社事業統括部長 当社京浜事業所長 当社取締役就任 当社事業統括 (現任) 国際プロセス株式会社代表取 締役社長 (現任)	19, 200株

候補者番 号	氏 名 (生年月日)		当社における地位、担当 重要な兼職の状況)	所有する当社の 株 式 の 数	
			東京芝浦電気株式会社(現株式会社東芝)入社		
		平成8年9月	株式会社東芝ネットワーク コンピューティング推進室長		
		平成11年4月	株式会社東芝情報処理システ ム技師長		
		平成15年1月	東芝アルパイン・オートモテ		
3	奥山一幸		ィブテクノロジー株式会社入	9, 100株	
	(昭和22年5月18日生)		社取締役開発部長	σ, 100 μ	
		平成16年6月	当社入社技術顧問		
		平成17年7月	当社理事・執行役員		
		平成18年6月	当社執行役員管理部長		
		平成18年8月	当社取締役(現任)		
		平成19年6月	当社管理統括兼技術統括		
				平成21年6月	当社技術統括兼情報システム
			統括(現任)		
		昭和59年4月	当社入社		
		平成16年3月	当社品質技術部長兼日立事業		
			所長代理		
		平成18年6月	当社品質技術部長兼日立事業		
	8 田 俊 郎		所副所長		
4 3	多 田 俊 郎   (昭和34年10月3日生)	平成18年8月	当社執行役員品質技術部長兼	4,000株	
			日立事業所副所長		
		平成19年6月	当社執行役員プロジェクト管		
			理支援部長		
		平成21年6月	当社品質統括兼プロジェクト		
			管理支援部長(現任)		

候補者番 号	氏 名 (生年月日)		当社における地位、担当 重要な兼職の状況)	所有する当社の 株 式 の 数	
		平成5年4月	株式会社三菱総合研究所入社		
		平成12年8月	イー・サムスン株式会社		
				インターネット事業部長	
		平成13年4月	株式会社ゲームオン代表取締		
			役社長		
		平成14年4月	株式会社フルキャスト(現株		
			式会社フルキャストホールデ		
			ィングス) 経営企画部長		
		平成15年5月	スリープロ株式会社(現スリ		
			ープログループ株式会社)取		
5	久 保 裕     (昭和42年1月7日生)		締役 (現任)	_	
	("114127 + 17)   1   1   1   1	平成16年12月	株式会社フルキャスト取締役		
			経営戦略本部長		
		平成17年10月	アジアパシフィックシステム		
			総研株式会社代表取締役社長		
			平成20年1月	株式会社ネオキャリア取締役	
			(現任)		
		平成20年6月	イーコミュニケーションズ株		
			式会社取締役 (現任)		
		平成21年6月	当社入社 管理統括兼財務統括		
			(現任)		
		昭和45年4月	株式会社電通入社		
		昭和62年10月	同社情報システム室企画開発		
			部長		
	34 B /5 J	平成11年1月	同社情報システム局長		
6	諸 星 信 也   (昭和20年9月13日生)	平成17年10月	広告システム研究所所長(現	_	
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		任)		
		平成17年10月	東京コンサルティング株式会		
			社顧問 (現任)		
		平成20年8月	当社取締役 (現任)		

候補者 氏	略歴、当社における地位、担当	所有する当社の
番 号 (生年月日	(重要な兼職の状況)	株 式 の 数
7 本橋智 (昭和36年11月13日	昭和60年4月 日本勧業角丸証券株式会社 (現みずほインベスター証券 株式会社)入社 平成12年4月 ソフトバンク・インベストメ ント株式会社入社 平成14年10月 同社投資3部長 平成15年4月 同社投資1部長 平成16年11月 同社インキュベーション部長 平成17年12月 イートレード証券株式会社 (現株式会社SBI証券)資本市 場部長 平成19年6月 SBIキャピタル株式会社(現 任)	_

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
  - 2. 社外取締役候補者に関する事項
    - (1)諸星信也氏、本橋智明氏は、社外取締役候補者であります。
    - (2) 社外取締役の選任理由

諸星信也氏につきましては、直接経営に関与した経験はありませんが、高度な情報システム関連技術・知識・経験を活用願うとともに、一流企業での上級管理者としての視点で経営の監視などをしていただきたいため選任をお願いするものであります。社外取締役としての在任期間は本総会の終結の日をもって1年となります。

本橋智明氏につきましては、直接経営に関与した経験はありませんが、資本政策及び事業戦略などに対する豊富な経験を当社の経営に活かしていただきたいため選任をお願いするものであります。社外取締役としての在任期間は本総会の終結の日をもって1年となります。

#### (3)責任限定契約の概要

当社は社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、会社法第427条 第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結で きる旨定款で定めており、選任された場合両氏と当社との間で当該責任限定契約 を継続する予定であります。なお、当該契約の損害賠償責任の限度額は、会社法 第425条第1項に定める責任最低限度額としております。

#### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役佐藤哲朗氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。 監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	甲倉	B歴 (重要な兼職の状況)	所有する当 株 式 の	
	平成16年10月	司法試験合格		
	平成17年4月	司法研修所入所		
椎 名 健 二		(第59期司法修習生)		
(昭和53年10月22日生)	平成18年9月	司法研修所卒業		_
	平成18年10月	東京弁護士会に弁護士登録		
	ı	中村法律事務所入所(現任)		

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
  - 2. 社外監査役候補者に関する事項
    - (1) 椎名健二氏は、新任の社外監査役候補者であります。
    - (2)社外監査役の選任理由

同氏は、直接経営に関与した経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する充分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、監査役候補者として選任をお願いするものであります。

#### (3)責任限定契約の概要

当社は社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨定款で定めており、選任された場合同氏と当社との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。なお、当該契約の損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める責任最低限度額としております。

#### 第4号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、次期定時株主総会 開催の時までを選任の効力とする補欠監査役2名の選任をお願いいたしたいと 存じます。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。 補欠監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)		略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)		
		昭和51年4月	当社入社		
1	長 谷 川 淳 一 (昭和28年5月25日生)	平成13年8月	当社青梅事業所長	6,000株	
	(AD1820   0)120 H T)	平成16年9月	当社経営監査室長 (現任)		
		平成2年9月	株式会社TAC入社		
		平成7年10月	司法試験合格		
		平成8年4月	司法研修所入所(第50期司法		
			修習生)		
		平成10年3月	司法研修所卒業		
2	石 橋 克 郎	平成10年4月	東京弁護士会に弁護士登録中	_	
2	2 (昭和35年2月6日生)		村法律事務所入所(現任)	_	
		平成15年4月	中央大学法科大学院実務講師		
		平成19年4月	中央大学法科大学院兼任講師		
			(現任)		
		平成19年4月	明治学院大学法科大学院兼任		
			講師(現任)		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
  - 2. 補欠社外監査役候補者に関する事項
    - (1) 石橋克郎氏は、補欠社外監査役候補者であります。
    - (2)補欠社外監査役の選任理由

同氏は、直接経営に関与した経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通 し、企業経営を統治する充分な見識を有しておられることから、社外監査役として の職務を適切に遂行できるものと判断し、補欠社外監査役候補者として選任をお願 いするものであります。

#### (3)責任限定契約の概要

当社は社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、会社法第427条第 1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる 旨定款で定めており、選任された場合同氏と当社との間で当該責任限定契約を契約 する予定であります。なお、当該契約の損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第 1項に定める責任最低限度額としております。

## 第5号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって監査役を退任されます佐藤哲朗氏に対し、在任中の 功労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内において退職慰労金 を贈呈いたしたく存じます。

なお、退職慰労金の具体的な金額、贈呈の時期、方法等は監査役の協議にご 一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏			名	略		歴
佐	藤	哲	朗	平成17年8月	当社監査役就任 現在に至る	

以上

メ	モ

# 第42期定時株主総会会場ご案内図

会 場 東京都港区浜松町二丁目4番1号

世界貿易センタービルディング 3階Room B

交 通 ・ J R (山手線・京浜東北線) 浜松町駅直結(東京駅から 8分)

- ・モノレール羽田線浜松町駅直結(羽田空港から23分)
- ·都営地下鉄浅草線·大江戸線大門駅地下通路直結

### 会場付近略図

